

日薬情発第 47 号
令和 8 年 6 月 15 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 渡邊 大記

電子処方箋の普及に向けた取組について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省医薬局総務課より、別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

厚生労働省が電子処方箋をまだ導入してしていない薬局に向けて、個別に電子処方箋の開始に向けたスターターキットを送付したことについては令和 7 年 10 月 31 日日薬情発第 128 号にてお伝えしたところです。今般、本年 9 月で補助金の導入期限を迎えることを踏まえ、改めて、令和 8 年 4 月 5 日時点で電子処方箋が導入されていない薬局に向けて「電子処方箋導入スターターキット Vol.2」を直接送付した旨の連絡がありました。

会務ご多用のところ誠に恐れ入りますが、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

事務連絡
令和8年6月15日

別記関係団体 御中

厚生労働省医薬局総務課

電子処方箋の普及に向けた取組について

電子処方箋については、令和8年4月5日時点で全国のオンライン資格確認システムを導入した薬局の約90%で運用開始されております。また、医療機関や薬局が電子処方箋管理サービスに登録したデータに基づいて、重複投薬や併用禁忌のチェック、多剤投与の可視化などができるようになり、医療安全の向上に繋がっています。今後、医療機関における電子処方箋の導入・発行が進むことが想定されます。その際に、患者がどの薬局に行っても電子処方箋の受付が可能となるよう、薬局における電子処方箋の更なる普及が重要になります。

今般、令和8年9月で補助金の導入期限を迎えることを踏まえ、改めて、電子処方箋を導入していない薬局に対し、電子処方箋の認知・理解向上に繋げるべく、最新の令和8年度診療報酬改定の内容を含むメリットや準備作業等を簡易的にまとめた「電子処方箋導入スターターキット Vol.2」を、令和8年4月5日時点で電子処方箋が導入されていない薬局に直接送付したところです。

つきましては、貴会会員又は管内の薬局に本資料について周知いただくとともに、電子処方箋が導入されていない薬局に対して、再度、導入に向けた検討を促していただきますよう、ご協力お願いいたします。

以上

【別添資料】

- ・ 電子処方箋導入スターターキット Vol.2

(別記)

公益社団法人 日本薬剤師会

一般社団法人 日本保険薬局協会

一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会

一般社団法人 日本薬局協励会

薬局の皆様へ

———患者により安心の医療を提供する———

電子処方箋導入 スターターキット

Vol.2

補助対象の導入期限は
令和8年9月まで！



変更履歴

版数	改訂月	変更区分	該当箇所	変更内容
1.0	令和7年11月	新規作成	—	—
2.0	令和8年4月	更新	P1	変更履歴を追加
			P2	電子処方箋に関する各種データを最新に更新
			P4	メリットの図を更新
			P6	診療報酬制度名や補助金名、金額の更新
			P7	スケジュールの月、電子処方箋利用申請の矢羽根の位置を更新
			P8	薬剤名を一般名称に更新

電子処方箋の広がり、ご存知ですか？

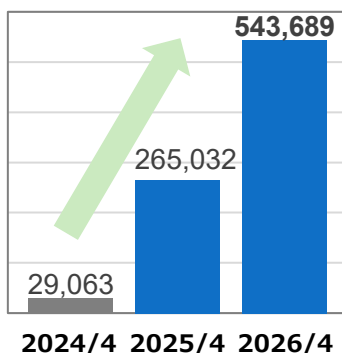
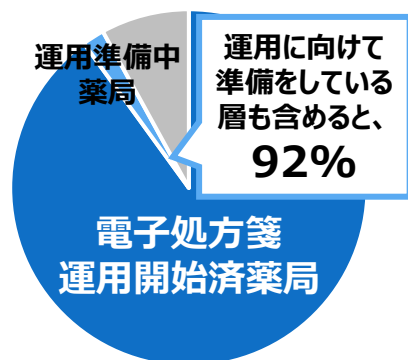
電子処方箋は、全国的に利用されています！

薬局の
導入率

90%

電子処方箋の
発行枚数

19倍



※2026年4月5日時点

医療安全の向上

**1.2億件の重複投薬、17万件の併用禁忌の
アラートが発生** ※令和7年度実績

このように電子処方箋の発行も増え、
電子処方箋を受け取っている薬局も増えています。
また医療安全の観点からも導入が望まれます。

患者から電子処方箋を応需できるよう、
今すぐ導入をご検討ください！

※電子処方箋は電子処方箋に対応する薬局でしか受付ができません。

本資料では、電子処方箋の仕組みやメリット、
導入に向けた準備内容について分かりやすく解説しています

本資料の目次

- P3 電子処方箋とは
- P4 電子処方箋導入のメリット
- P5 導入後の業務イメージ
- P6 費用面について
- P7 導入に向けたスケジュール
- P8-9 電子処方箋を活用した好事例
- P10 各種リンク集

導入したら何が
変わるの？

金銭的な
負担が不安

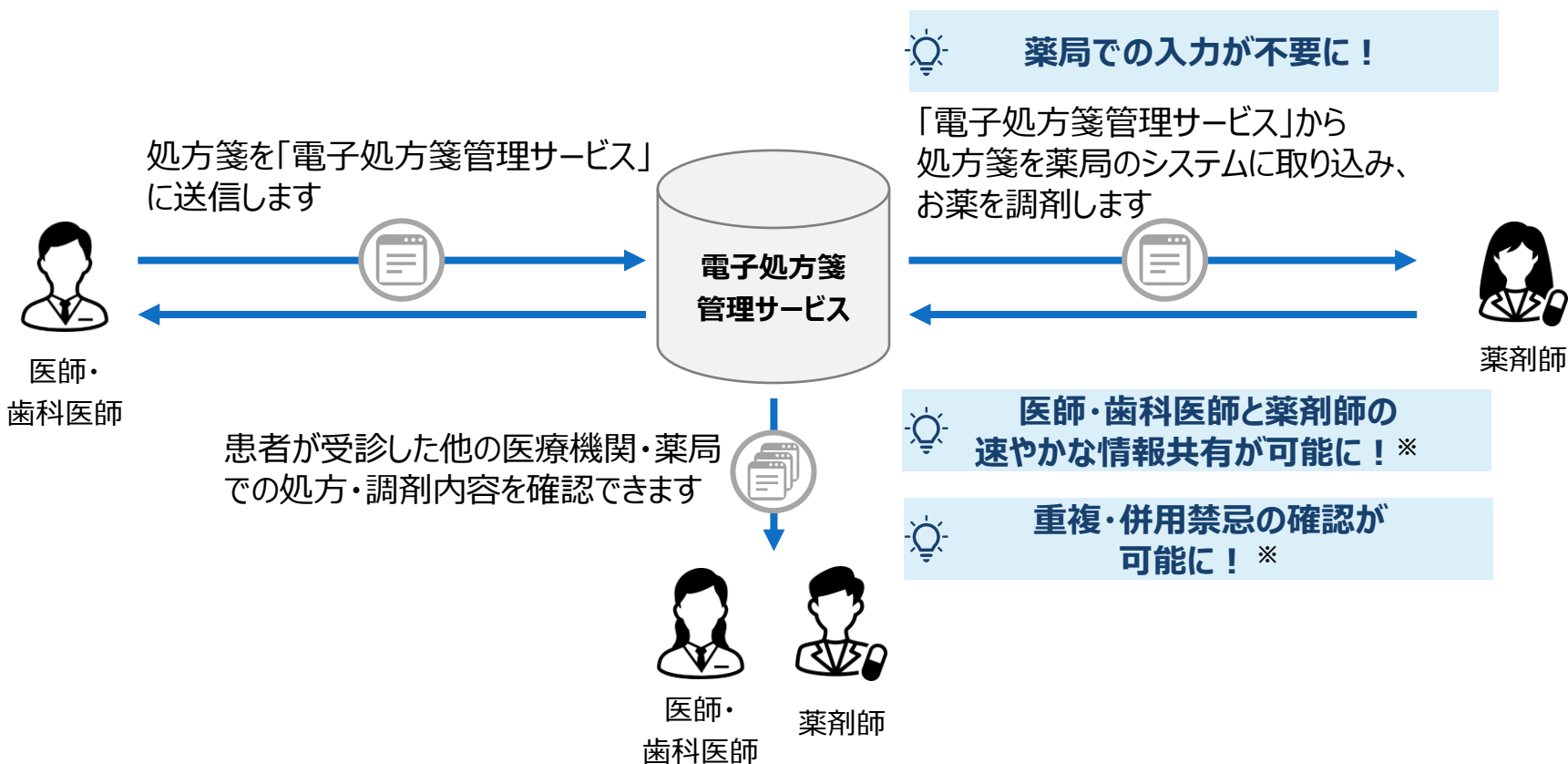
電子って
難しそう…



早速チェック！

電子処方箋とは？

電子処方箋とは、**電子的に処方箋の運用を行う仕組みで、複数の医療機関や薬局で直近処方・調剤された情報の参照、それらを活用した重複投薬等チェック**などが行えるようになります。

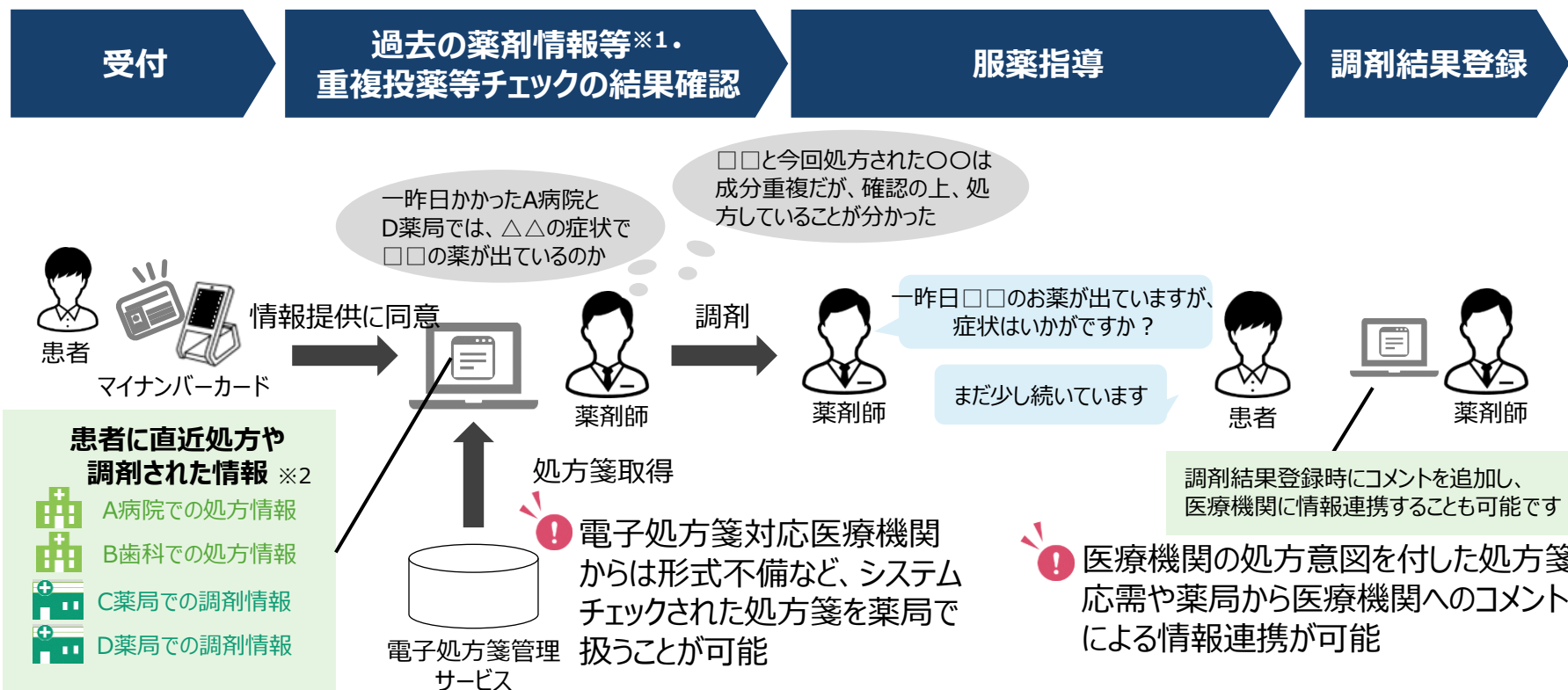


※ 電子処方箋対応薬局では処方箋の形式（電子/紙）に寄らず、他医療機関・薬局で登録された直近の処方・調剤情報も含めた薬剤情報の確認が可能です。また、それらの情報とこれから調剤するお薬との重複投薬等チェックを行うことも可能です。

電子処方箋導入のメリット

電子処方箋の導入により、**直近の薬剤情報等を踏まえて、より安心の医療を提供できるようになります。**

! 直近のデータに基づく重複投薬や併用禁忌の防止、多剤投与の適正化等、更なる医療安全の向上



※1 薬剤情報の他、特定健診情報、診療情報、手術情報が確認できます。

※2 受付方法 (マイナンバーカード/資格確認証) 問わず、処方・調剤するそれぞれのお薬が重複投薬等にあたるのかをチェックできます。マイナンバーカードで受付を行った患者が過去のお薬の情報提供に同意した場合は、過去のどの施設で出されたお薬が重複投薬等にあたるかまで確認ができます。

導入後の業務イメージ

電子処方箋を導入すると、**医療安全や業務効率化などのメリットを享受することができます。**

	処方箋の受付※1	調剤・服薬指導	調剤結果の入力
電子処方箋	患者がマイナ保険証で受付し、 処方箋のデータが自動で取り込まれる。 (薬剤師の追加作業なし)	従来通り、患者へのヒアリングや、お薬手帳や特定健診情報等※2の確認を行い、調剤・服薬指導を行う。 なお、新たに以下の情報が確認できるようになる。 <ul style="list-style-type: none">直近の情報を含む患者の過去の薬剤情報のデータ※2重複投薬等チェックの結果※3	調剤結果をお使いのシステムに入力・登録する際、電子署名を行う。
紙処方箋	従来通り、患者がマイナ保険証で受付し、紙の処方箋を受け取る。加えて処方箋のデータを取り込むため、 処方箋に紐づく番号（引換番号）をお使いのシステムに入力 する。		従来通り、調剤結果をお使いのシステムに入力・登録し、処方箋に記名押印または署名を行う。

※1 資格確認証を持参する患者については、処方箋の形式によらず、処方箋に紐づく番号（引換番号）をお使いのシステムに入力してください。

また、電子処方箋未対応の医療機関からの紙処方箋に関しては、今までどおり受付を行ってください。

※2 患者がマイナ保険証で受付を行い、「過去の薬剤情報等の提供」に対して同意した場合のみです。

※3 電子処方箋管理サービスから処方情報を取り込む場合は、「処方箋の受付」と併せて重複投薬等チェック結果が取り込まれます。

費用面について

電子処方箋システムの導入費用に対しては補助金制度・税制が使えます。また電子処方箋等の導入によって、より安心な医療を提供する評価として、電子的調剤情報連携体制整備加算もございます。

■ 補助イメージ（マイナ利用率30%、平均患者450人/月の個人薬局の場合）

※2026年6月時点

かかる費用の推定 ※システム事業者により
異なります
導入費用：30万円
運用費：0.1万円/月
※電子処方箋システムに関する月額保守費用

15万円補助
 電子的調剤情報連携体制
 整備加算※1
 平均**3.6万円/月加算**

かかる費用の推定（実質） ※システム事業者により
異なります
導入費用：15万円※2
 収支が**実質3.5万円/月プラス**に
 なります

■ 電子処方箋の導入・運用にあたり利用できる費用面の補助制度（利用可能な一部の制度のみ掲載しております）※3

	補助金制度	税制※5		診療報酬制度
対象	医療情報化支援 基金による補助※4	中小企業 投資促進税制	中小企業者等の 少額減価償却資産の 取得価額の損金算入の 特例	電子的調剤情報連携 体制 整備加算※6
大手チェーン 薬局	○	×	×	○
中小チェーン・ 個人薬局	○	○	○	○

※1 患者の当月初回処方箋受付時のみ算定可能です。

※2 税制が利用できる場合には、損金算入が可能です。

※3 その他レセコンや電子薬歴システムの機器導入時や、レセコンと電子薬歴システム間でデータ連携を行う場合、デジタル化・AI導入補助金の活用が可能な場合があります。ご利用のシステム事業者にお問い合わせください。

※4 補助対象とする導入期限は令和8年9月です。

※5 各制度には対象の条件があります。詳細は各制度のホームページ等をご確認ください。

※6 自施設のマイナ保険証の利用率により加算の有無が異なります。詳細はホームページ等をご確認ください。

Check!

P10に参考リンクを整理しております

導入に向けたスケジュール（例）

電子処方箋の利用を希望する患者に対応できるよう、まずはシステム事業者にお問い合わせをしてください。※1



※1 導入は1か月以内に完了するケースが多いですが、お早めに準備をお願いします。

※2 電子署名のための準備に関してはシステム事業者と相談の上、進めてください。

Check!

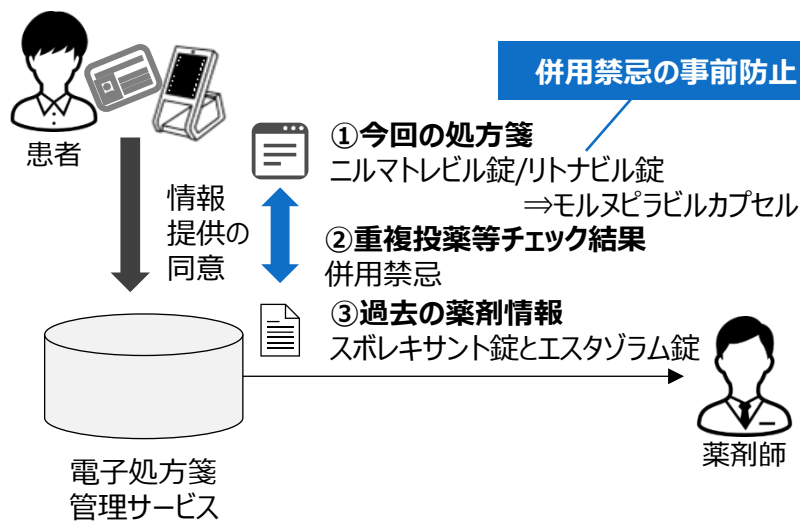
P10に参考リンクを整理しております

【参考】電子処方箋を活用した好事例①

実際に電子処方箋を活用し、**医療安全や業務効率化につながった事例**を紹介します。

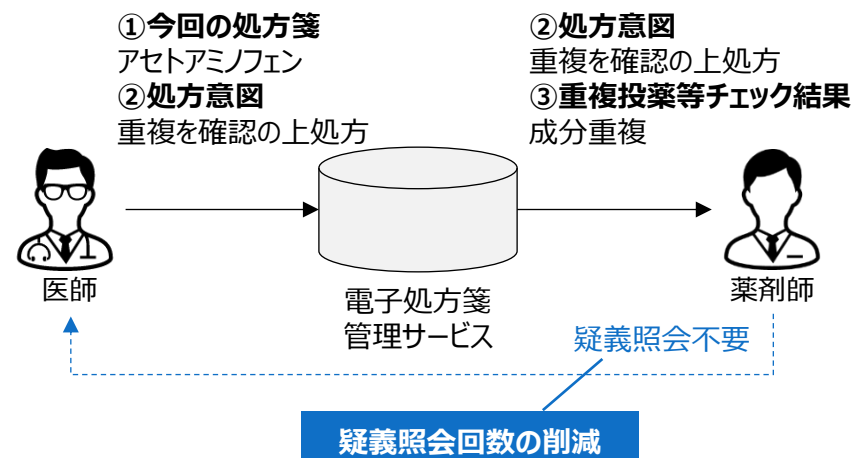
薬剤情報閲覧や重複投薬等チェックによる、医療の質向上

医療機関よりニルマトレビル錠/リトナビル錠が処方（①）されている患者に対して、システムから併用禁忌のアラート（②）が出ました。スポレキサント錠とエスタゾラム錠の処方履歴（③）が確認され、患者にも現在服用中であることを確認できたため、医師に疑義照会を行い、モルヌピラビルカプセルへの変更を提案し、**併用禁忌を防ぐことができました。**



疑義照会件数の削減による、業務の効率化

今回調剤予定のアセトアミノフェンに対して、システムから成分重複のアラート（③）が出たが、医師からのコメント（②）を確認できたため、疑義照会は不要だとわかり、**患者対応に時間を割くことができました。**



その他にも、電子処方箋管理サービスから処方箋原本を取り込むため、処方箋の形式不備や、FAXやスマートフォンで撮影した画像等を受領するため、処方箋が見えにくいということが減り、**医療機関に対して問い合わせをする手間が削減され、業務が効率化したケース**もあります。

Check!

P10に参考リンクを整理しております

【参考】電子処方箋を活用した好事例②

電子処方箋の活用により、有事での医療の質担保、患者へのスムーズな薬剤提供ができた事例を紹介します。

災害時でも患者の薬剤情報等を活用し、安心の医療を提供

被災患者の災害関連死や健康被害対策の一つとして、薬物治療の継続は重要です。薬局の電子処方箋対応・調剤結果登録が進んだこと、薬局の電子処方箋の応需や直近の薬剤情報等の活用によって、**患者の薬物治療の継続に繋がった**実例もあります。更なる医療の質向上のためにも是非電子処方箋にご対応ください。電子処方箋システムの活用その他、被災地域等では全ての医療機関・薬局で直近の薬剤情報等が閲覧できます。（災害時医療情報閲覧）

<災害時医療情報閲覧>



- ・ 薬剤情報
- ・ レセプト由来の情報
- ・ 電子処方箋による直近の処方・調剤情報
- ・ 診療情報 …他



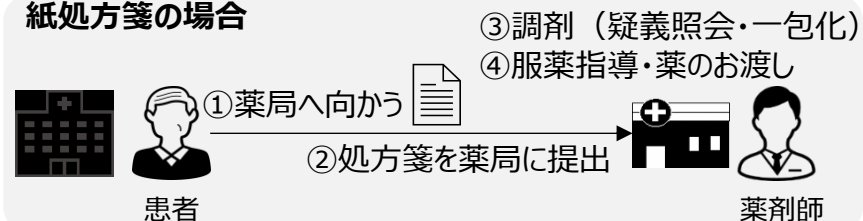
薬剤師

患者さんの薬剤情報を効率的に収集できて大変有用です。患者への聞き取りのみしか手段がなければ業務が追い付きません。普段、当薬局を利用していない患者さんについても、**正確な薬剤情報を入手できました。**

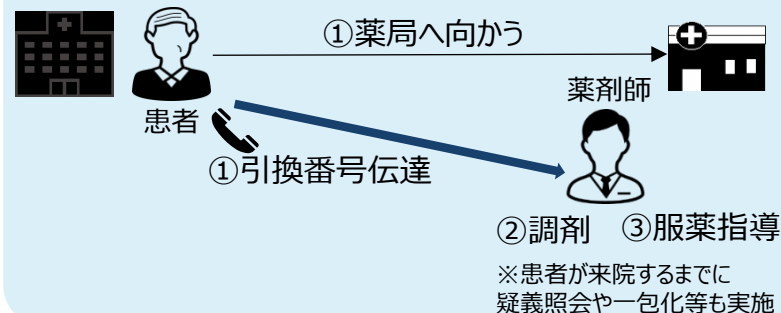
電子処方箋 & 引換番号の事前連絡により患者の待ち時間短縮

紙処方箋の事前送付とは異なり、電子処方箋では事前に引換番号を連絡してもらうことで処方箋原本を取得し、患者が来院する前から調剤を開始することができます。**疑義照会や一包化の対応も先に行けるので、待ち時間を短縮**できます。※電子処方箋ならば紙の処方箋の受け渡しなしで家族が受け取ることも可能です。

紙処方箋の場合



電子処方箋の場合



Check!

P10に参考リンクを整理しております

【参考】各種リンク集

より詳細を確認したい場合は下記リンクをご覧ください。

全体

厚労省ホームページ



導入状況

ダッシュボード



導入手順

準備作業の手引き



活用事例

薬局



先進事例



HPKIカードの申請

日本薬剤師会



MEDIS



電子署名について

電子署名の準備や利用方法



電子処方箋運用開始に向けた申請

利用申請



運用開始日入力



補助金について

医療情報化支援
基金等による補助



税制の活用



デジタル化・
AI導入補助金



診療報酬制度



掲載している二次元コードは令和8年4月時点の情報です。リンク先に遷移できない場合は厚生労働省ホームページよりご確認ください。

電子処方箋

